

御存じですか？

うんてんてき せい そう だん まど ぐち あん ない

～運転適性相談窓口のご案内～

か き びょうき じ どう しゃ どう うんてん し しょう かた
下記の病気により、自動車等の運転に支障がある方は、
しょうじょうとう
症状等によっては、運転免許が取得できなかったり、取
とり
消されたりする場合があります。警察では、病気にかかっ
けいさつ けいさつ びょうき
ていること等により自動車等の運転に不安がある方のた
とう じ どう しゃ どう うんてん ふ あん かた
めの相談窓口を設けております。

- ・ 認知症
- ・ 統合失調症
- ・ てんかん
- ・ 再発性の失神
- ・ 無自覚性の低血糖症
- ・ そううつ病
- ・ 重度の眠気の症状を呈する睡眠障害
- ・ その他運転に支障のあるもの

うんてんめんきょ しゅ とく うんてんめんきょしょう こうしん てつづき てきせい じっ し
運転免許の取得及び運転免許証の更新の手続を適正に実施するため、
うんてんめんきょ しん せい しょ また うんてんめんきょしょうこうしん しん せい しょ
運転免許申請書又は運転免許証更新申請書における「**病気の症状等の**
びょうき しょうじょうとう
申告欄」には、**正確に記載してください。**

けいさつ うんてんてきせい そうだん びょうき しょうじょうとう しんこく らんどう かん
警察では、運転適性相談、病気の症状等の申告欄等に関するプライ
ばんかき ほ ご
バシーを、厳格に保護します。

うんてんてきせい そうだん まど ぐち
運転適性相談窓口

ばしょ み え けん うんてんめんきょ かい
場所：三重県運転免許センター 2階

でん わ
電話：059-229-1212